

五城目町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 19年度の人件費率
20年度	人 11,336	千円 5,586,775	千円 285,381	千円 762,414	% 13.6	% 16.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

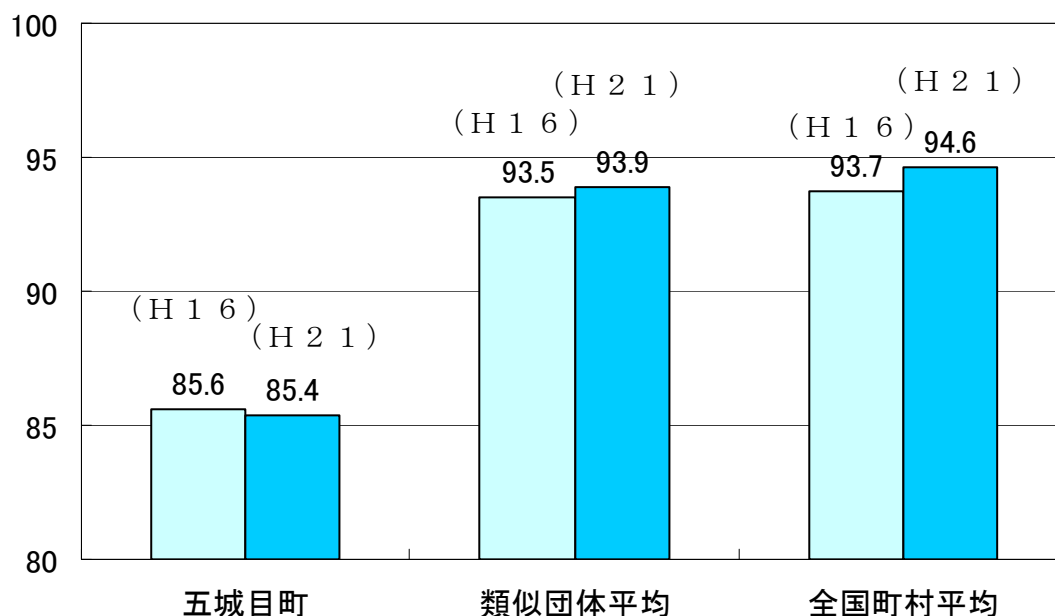
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
20年度	人 138	千円 500,169	千円 70,585	千円 191,660	千円 762,414	千円 5,525	千円 5,897

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

な し

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（21年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五城目町	47.1 歳	318,067 円	355,479 円	334,606 円
秋田県	43.8 歳	341,319 円	405,640 円	382,138 円
国	41.5 歳	325,521 円	—	391,770 円
類似団体	43.0 歳	319,315 円	366,790 円	346,969 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(A)	
五城目町	XX 歳	1 人	XXX,XXX 円	XXX,XXX 円	XXX,XXX 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	XX 歳	1 人	XXX,XXX 円	XXX,XXX 円	XXX,XXX 円	自動車運転者	52.1 歳	219,400 円	
秋田県	48.3 歳	428 人	322,732 円	361,946 円	345,375 円	—	—	—	—
国	49.2 歳	4,429 人	285,548 円	—	322,737 円	—	—	—	—
類似団体	49.8 歳	10 人	279,261 円	299,333 円	290,430 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
五城目町	—	—	—
うち自動車運転手	XXX,XXX 円	3,001,000 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成18年～平成20年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉、民間において前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（21年4月1日現在）

区 分		五城目町	秋 田 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	168,756 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	137,298 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	一般職の場合を上	134,456 円	—
	中学卒	まわらない範囲	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（21年4月1日現在）

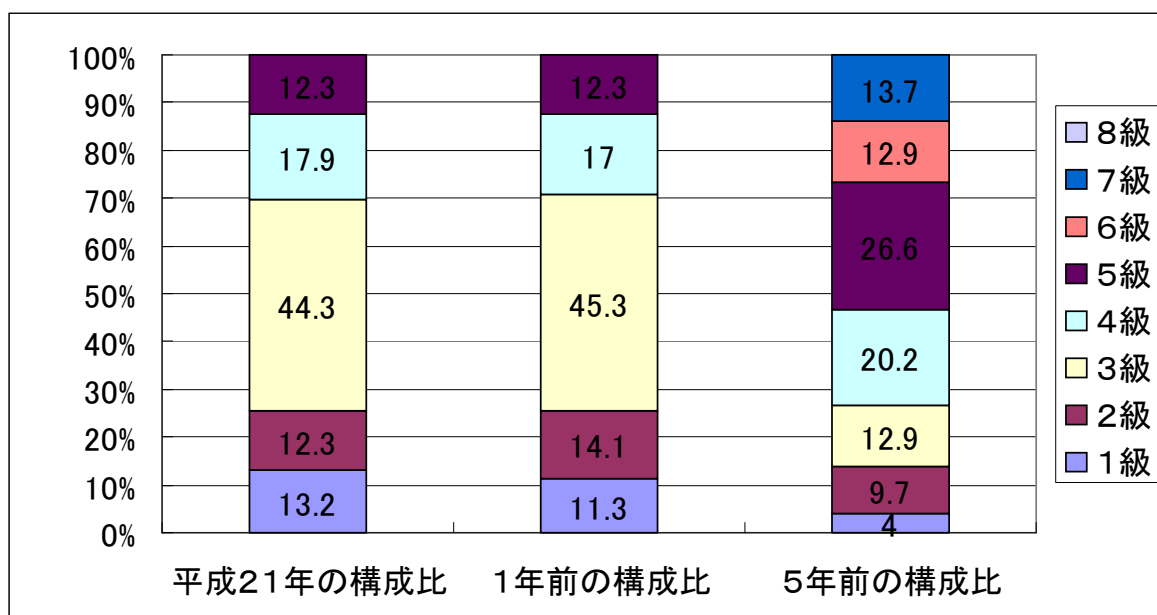
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	221,400円	254,600円	311,300円
	高校卒	194,200円	225,700円	266,900円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（21年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	統括課長	0人	0.0%
5級	課長・室長・主席課長補佐	13人	12.3%
4級	課長補佐	19人	17.9%
3級	主査・係長	47人	44.3%
2級	主任	13人	12.3%
1級	主事	14人	13.2%

- (注) 1 五城目町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成20年度における昇給への勤務成績には、勤務評定を実施し、昇給判定に活用。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五 城 目 町	秋 田 県	国
1人当たり平均支給額(20年度) 1,445 千円	1人当たり平均支給額(20年度) 1,805 千円	—
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.1 月分 (—)月分 (—)月分	(20年度支給割合) 期末手当 2.9 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.55)月分 (0.75)月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

・一律支給

(2) 退職手当（21年4月1日現在）

五 城 目 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55 月分 勤続25年 33.5 月分 41.34 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 —) 1人当たり平均支給額 23,868 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55 月分 勤続25年 33.5 月分 41.34 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)	支給なし
--------------	------

(4) 特殊勤務手当(21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)				4,358	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)				168	千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(20年度)				16.9	%
手当の種類(手当数)				3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価		
清掃し尿処理業務手当	清掃、し尿施設勤務職員	清掃、し尿施設の処理業務	日額200円		
夜間の特殊業務手当	消防職員	夜間の通信業務 他	1時間	325円	
救急自動車業務手当	消防職員	救急自動車業務	1勤務	200円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	23,026	千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	167	千円
支給実績(19年度決算)	28,402	千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	209	千円

(6) その他の手当(21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(20年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 2人まで(配偶者扶養) 6,000円 1人(配偶者非扶養) 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円 その他 6,000円 特定期間の加算 5,000円	同		18,539 千円	201,511 円
住居手当	12,000円～27,000円	同		2,678 千円	157,529 円
通勤手当	片道の使用距離により 2,000円～24,500円	同		4,339 千円	45,198 円
管理職手当	課長職 支給率 3%	異	支給率	1,737 千円	133,615 円

5 特別職の報酬等の状況（21年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	720,000 円 () 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 896,000 円 / 480,000 円	
	副 町 長	555,000 円 () 円)	689,000 円 / 467,200 円	
報 酬	議 長	280,000 円 () 円)	408,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長	245,000 円 () 円)	340,000 円 / 176,000 円	
	議 員	235,000 円 () 円)	320,000 円 / 155,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 町 長	(20年度支給割合) 3.0 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(20年度支給割合) 3.0 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 72万円×在職月数×0.47	(1期の手当額) 1,624万円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	55.5万円×在職月数×0.28	746万円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

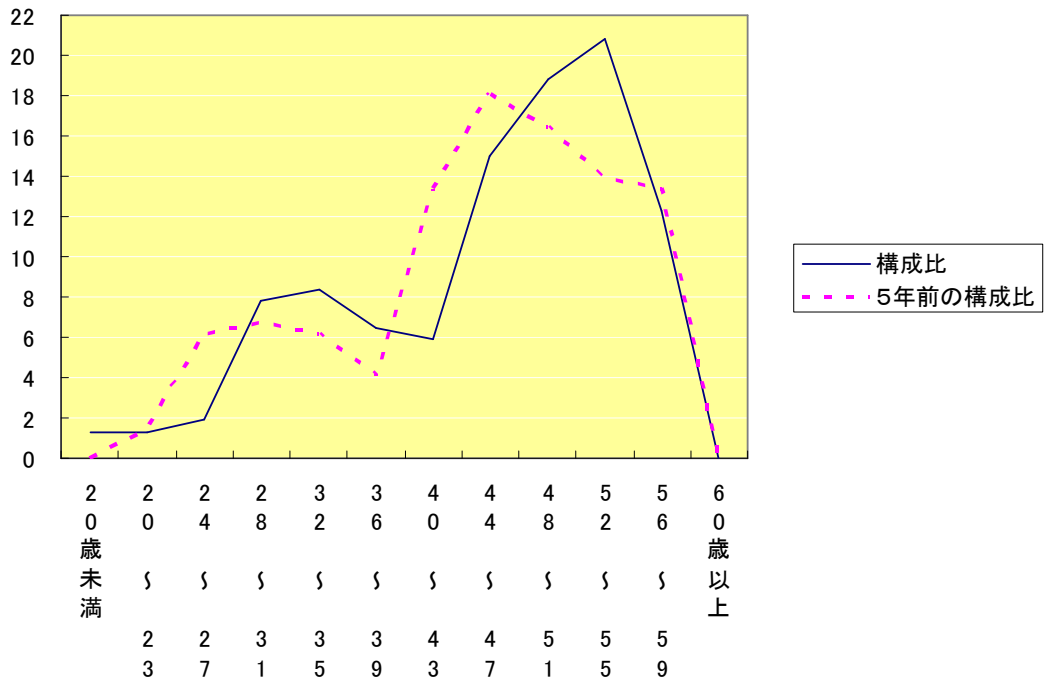
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成20年	平成21年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
		総務企画	33	34	1	企画業務の増加による 増1
		税 務	8	8		
		民 生	13	13		
		衛 生	9	10	1	し尿処理施設の充実による増1
		農 林	13	12	-1	事務の統合による 減1
		商 工	6	7	1	新規事業実施に伴う業務の増加による 増1
	土 木	7	7			
		計	91	93	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.04人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 80.13人)
		教育部門	20	20	-5	
	消防部門	26	26			
	小 計	137	139	-7	<参考> 人口1万人当たり職員数 122.62人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 102.18人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 下 水道 そ の 他	水 道	5	4	-1	水道業務の見直しによる 減1
		下 水道	3	3		
		そ の 他	10	9	-1	
		小 計	18	16	-2	
合 計			155 [192]	155 [192]	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 136.73人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（21年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	2人	3人	12人	13人	10人	9人	23人	29人	32人	19人	15人	154人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
185人	147人	38人	20.5%

(参考) 五城目町自立計画における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成27年3月31日	145人

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部 門	区 分	17年	21年	年 年目	17年～22年	(参考)
		計画始期	4年目			
一般行政	職員数	106	93		—	85
	増 減		-13		-21(57.1%)	
教 育	職員数	34	20		—	19
	増 減		-14		-15(33.3%)	
消 防	職員数	25	26		—	26
	増 減		1		0(100%)	
公営企業 等 会 計	職員数	20	16		—	17
	増 減		-4		-3(0%)	
計	職員数	185	155		—	147
	増 減		-30		-38(42.1%)	

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
20年度	千円 181,678	千円 22,750	千円 20,016	% 11.0	% 10.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
20年度	人 4	千円 13,115	千円 1,895	千円 5,006	千円 20,016	千円 5,004	千円 5,525

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、21年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

な し

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（21年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
五 城 目 町	42.7 歳	292,291 円	396,583 円
団 体 平 均	45.6 歳	370,362 円	564,094 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

五 城 目 町	五城目町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（20年度） 1,258 千円	1人当たり平均支給額（20年度） 1,445 千円
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.10 月分 (-)月分 (-)月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.10 月分 (-)月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（21年4月1日現在）

五 城 目 町	五城目町（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55 月分 勤続25年 33.5 月分 41.34 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 -) 1人当たり平均支給額 実績なし	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55 月分 勤続25年 33.5 月分 41.34 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 -) 1人当たり平均支給額 23,935 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(21年4月1日現在)

支給実績（18年度決算）	支給なし
--------------	------

エ 特殊勤務手当（21年4月1日現在）

支給実績（20年度決算）	該当なし
--------------	------

オ 時間外勤務手当

支給実績（20年度決算）	389 千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	97 千円
支給実績（19年度決算）	311 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	77 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		913 千円	304,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同		162 千円	162,000 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同		166 千円	41,000 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同		0 千円	0 円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
4 人	4 人	0 人	0 %

(参考) 五城目町自立計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成27年3月31日	4 人

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要
→6(3)②を参照